

一般社団法人長野県農業会議 第2回常設審議委員会の概要

平成28年5月13日（金）に長野市「JA長野県ビル」において、第2回常設審議委員会を開催しました。
概要等は次のとおりです。

記

1 農地法に基づく審議（資料①、②）

（1）農地法第4条の規定に基づく意見聴取について審議した結果、すべて「許可相当」として意見回答することを決定しました。

（2）農地法第5条の規定に基づく意見聴取について審議した結果、すべて「許可相当」として意見回答することを決定しました。

2 協議事項

（1）一般社団法人長野県農業会議第1回通常総会の開催計画（案）について

（2）全国農業委員会会長大会並びに長野県選出国會議員への要請懇談会の開催計画（案）について

※協議事項については、すべて原案どおり承認されました。

3 報告事項

（1）「熊本地震義援金」の募集について

（2）太陽光発電施設の設置に伴う課題への対応について

（3）県の現地機関の見直し検討の動きについて

4 出席者及び配布資料（別紙のとおり）

長野県農業会議 総務・情報部

担当：中島健貴 土屋剛志

電話：026（234）6871

FAX：026（235）2454

Eメール：24nakaji@nca.or.jp

第2回常設審議委員会 出席者名簿

日時:平成 28年5月13日(金)

午後1時30分から

場所:長野市・JA長野県ビル12A会議室

会議員在籍者 27名、出席 25名

○印は出席者

氏名			
役員	(会 長) 23 望月 雄内 ○	(副会長) 13 小山 英壽 ○	(副会長) 9 板花 守夫 ○
常任会議員	1 市川 覚 ○	2 (欠員)	3 柴崎 義和 ○
	4 濱 紀一 ○	5 有馬 久雄 ○	6 本田 武司 ○
	7 長瀬 充章 ○	8 小林 弘也 ○	10 太田 芳寛 ○
	11 松澤 徹 ○	12 神林 利彦 ○	14 中村 秀人 ○
	15 松永 晋一 ○	16 大槻 憲雄 ○	17 北林 和彦 ○
	18 芳坂 榮一	19 松崎 一男 ○	20 中村 倫一 ○
	21 赤羽 昭彦 ○	22 春日 十三男 ○	24 高木 幸一郎 ○
	25 平林 明人	26 古沢 明子 ○	27 金井 春子 ○
	28 宮島 明博 ○		
県等	長野県農政部農業政策課 吉池課長補佐兼農地調整係長・小林課長補佐兼農業団体 共済係長・辻主査		
事務局	小林事務局長、川井参事、堀内部長、佐藤部長、中島担当部長、森住部長代理、神林 部長代理、山際次長、土屋次長、塩入係長、松田主事、北澤農地相談員		

一般社団法人長野県農業会議 第2回常設審議委員会 次第

日時 平成28年5月13日(金) 13:30～
場所 長野市・JA長野県ビル12A会議室

1 開 会

2 挨拶

3 会務報告

4 議長就任

5 議事録署名人指名

6 審 議

第1号議案 農地法第4条の規定による意見回答について

第2号議案 農地法第5条の規定による意見回答について

7 協議事項

(1) 一般社団法人長野県農業会議第1回通常総会の開催計画(案)について

(2) 平成28年度全国農業委員会会長大会並びに長野県選出国會議員への要請懇談会の開催計画(案)について

8 報告事項

(1) 「熊本地震義援金」の募集について

(2) 太陽光発電施設の設置に伴う課題への対応について

(3) 県の現地機関の見直し検討の動きについて

9 その他

10 議長退任

11 閉 会

主 要 会 務 報 告

(平成28年4月15日開催の常設審議委員会以降)

1 主催会議

(1) 総務・情報部関係

4月15日	第2回臨時理事会	(長野市)
4月15日	第1回常設審議委員会	(長野市)

(2) 農政・農地部関係

4月19日	県農業団体災害対策協議会幹事会	(長野市)
4月20日	農業委員会事務局新任職員研修会	(松本市)
4月21日	県農地情報管理センター監査会	(長野市)
5月3～5日	県鉢花園芸組合第15回善光寺はなフェスタ2016	(長野市)
5月10日	地区常設審議委員会	(上田市、伊那市、松本市、中野市)

(3) 担い手・経営・年金部関係

4月25日	県農業再生協議会担い手・農地部会事務局員会議	(長野市)
4月27日	県国際農友会監査・役員会・総会・研修会	(長野市)
4月27日	海外農業研修生受入式	(長野市)
5月12・13日	農の雇用現地確認調査	(4法人)

2 組織関連の会議

4月20日	松塩筑安曇農業委員会協議会平成28年度定期総会
4月20～21日	新規就農・農の雇用担当者会議
4月22日	農政・担い手対策担当者会議
4月25日	長野農業委員会協議会通常総会
4月26日	池田町農業委員会研修会
4月27日	山形村農業委員研修会
4月27日	都道府県農業会議担い手対策担当者会議
4月28日	都道府県農業会議農地・組織対策事業主任者会議
5月9日	都道府県農業会議事務局長会議
5月12日	佐久農業委員会協議会研修会

3 その他の会議

4月11日	第38回長野市農業者年金協議会総代会
4月11～12日	農業者年金基金主催都道県担当者業務研修会
4月20日	県農業法人協会通常総会
4月22日	農業振興地域制度事務研修会
4月25～26日	農業者年金基金主催担当者・総合指導員会議
4月26日	特定家畜伝染病防疫体制連絡会議
5月9～13日	会計実地検査(農林水産第2課)



(様式2)

農地法第4条第4項及び5項の規定による意見聴取件数・面積一覧表

(1) 県(地方事務所)許可

(平成28年5月)

地 方 事務所名	市町村数	件 数	面 積 (㎡)			備 考
			田	畑	計	
佐 久	2	2	84.00	1,357.00	1,441.00	東信
上 小	0	0	0.00	0.00	0.00	
諏 訪	0	0	0.00	0.00	0.00	南信
上 伊 那	0	0	0.00	0.00	0.00	
下 伊 那	1	1	173.00	0.00	173.00	
木 曾	0	0	0.00	0.00	0.00	中信
松 本	3	5	510.00	599.00	1,109.00	
北 安 曇	0	0	0.00	0.00	0.00	
長 野	2	4	0.00	1,186.70	1,186.70	北信
北 信	0	0	0.00	0.00	0.00	
合 計	8	12	767.00	3,142.70	3,909.70	

(2) 市町村許可

市町村名	件 数	面 積 (㎡)			備 考
		田	畑	計	
上 田 市	0	0.00	0.00	0.00	東信
辰 野 町	0	0.00	0.00	0.00	南信
箕 輪 町	0	0.00	0.00	0.00	
南箕輪村	0	0.00	0.00	0.00	
王 滝 村	0	0.00	0.00	0.00	中信
飯 綱 町	1	0.00	376.00	376.00	北信
中 野 市	0	0.00	0.00	0.00	
合 計	1	0.00	376.00	376.00	

(3) 地区別内訳

地区名	市町村数	件 数	田	畑	計	備 考
東 信	2	2	84.00	1,357.00	1,441.00	
南 信	1	1	173.00	0.00	173.00	
中 信	3	5	510.00	599.00	1,109.00	
北 信	3	5	0.00	1,562.70	1,562.70	
合 計	9	13	767.00	3,518.70	4,285.70	
前月合計	-	41	13,102.00	16,430.82	29,532.82	
対先月比	-	31.7%	5.9%	21.4%	14.5%	

②

(様式3)

農地法第5条第3項の規定による意見聴取件数・面積一覧表

(1) 県(地方事務所)許可

(平成28年5月)

地 方 事 務 所 名	市町村数	件 数	面 積 (㎡)			備 考
			田	畑	計	
佐 久	5	14	3,895.89	27,481.40	31,377.29	東信
上 小	1	1	0.00	327.00	327.00	
諏 訪	0	0	0.00	0.00	0.00	南信
上 伊 那	3	6	4,057.00	1,575.00	5,632.00	
下 伊 那	4	5	728.00	7,835.00	8,563.00	
木 曾	0	0	0.00	0.00	0.00	中信
松 本	3	11	17,362.00	5,330.00	22,692.00	
北 安 曇	3	4	8,477.00	178.00	8,655.00	
長 野	3	16	15,845.00	17,367.82	33,212.82	北信
北 信	0	0	0.00	0.00	0.00	
合 計	22	57	50,364.89	60,094.22	110,459.11	

(2) 市町村許可

市町村名	件 数	面 積 (㎡)			備 考
		田	畑	計	
上 田 市	6	0.00	1,672.00	1,672.00	東信
辰 野 町	1	457.00	0.00	457.00	南信
箕 輪 町	3	1,225.00	330.00	1,555.00	
南箕輪村	0	0.00	0.00	0.00	
王 滝 村	0	0.00	0.00	0.00	中信
飯 綱 町	0	0.00	0.00	0.00	北信
中 野 市	5	5,224.00	17,776.00	23,000.00	
合 計	15	6,906.00	19,778.00	26,684.00	

(3) 地区別内訳

地区名	市町村数	件 数	田	畑	計	備 考
東 信	12	21	3895.89	29480.40	33376.29	
南 信	11	15	6467.00	9740.00	16207.00	
中 信	6	15	25839.00	5508.00	31347.00	
北 信	8	21	21069.00	35143.82	56212.82	
合 計	37	72	57270.89	79872.22	137,143.11	
前月合計	-	250	82,697.59	145,390.81	228,088.40	
対先月比	-	28.8%	69.3%	54.9%	60.1%	

一般社団法人長野県農業会議第1回通常総会の開催計画(案)

日時 平成28年6月28日(火) 午後1時

場所 松本市・松本市浅間温泉文化センター「大会議室」

次 第	時 間
1 開 会	13:00
2 会長挨拶	
3 表 彰(平成27年度農業者年金加入目標達成農業委員会表彰)	
4 来賓祝辞	
5 議長就任	
6 議事録署名人指名	
7 主要会務報告	
8 議 事 第1号議案 平成27年度長野県農業会議事業報告の承認について 第2号議案 平成27年度長野県農業会議歳入・歳出決算の承認につ て 第3号議案 一般社団法人長野県農業会議理事及び監事の選任につ いて	14:30
9 議長退任	
10 閉 会	
◆講 演 演題・講師 「検討中」	14:40 15:40

平成28年度全国農業委員会会長大会について (長野県選出国会議員への要請懇談会)

平成28年5月13日 (一社) 長野県農業会議

1 全国農業委員会会長大会

日時：5月26日(木) 12時30分～15時

場所：「文京シビックホール」東京都文京区春日1-16-21

2 長野県選出国会議員への要請懇談会

日時：5月26日(木) 15時45分～17時

場所：「参議院議員会館1階101会議室」東京都千代田区永田町2-1-1

3 長野県の出席者

県農業会議正副会長・市町村農業委員会会長 約80人(全国 約1,800人)

4 日 程

時 間	内 容	備 考
11:30 }	開場 受付 「文京シビックホール」	・事務局案内
12:30 }	全国農業委員会会長大会	・長野県指定席
15:00 }	会場移動(貸切バス等)	・事務局案内
15:30 }	長野県選出国会議員への要請懇談会 (次第：別紙)	
17:00		

平成28年度全国農業委員会会長大会 次第
＝新たな農業委員会組織の活動強化に向けて＝

日時：平成28年5月26日（木）

12時30分～15時

場所：東京都文京区「文京シビックホール」

1 第8回 耕作放棄地発生防止・解消活動表彰式

- (1) 農林水産大臣賞
- (2) 農村振興局長賞
- (3) 全国農業会議所会長特別賞
- (4) 全国農業会議所会長賞（長野県伊那市「農事組合法人 田原」ほか
- (5) 全国農業新聞賞

2 全国農業委員会会長大会

- (1) 開 会
- (2) 主催者挨拶
- (3) 運営委員長報告
- (4) 来賓挨拶
- (5) 議長選出
- (6) 経過並びに情勢報告
- (7) 議 案（※情勢を踏まえて変更する場合があります）
 - ① 政策提案・要請決議
 - i) 新たな時代を迎えた農業・農村の成長に向けた政策提案決議（案）
 - ② 「農業委員会憲章」の制定について（案）
 - ③ 申し合わせ決議
 - i) 「新・農地を活かし、担い手を応援する全国運動」の推進に関する申し合わせ決議（案）
 - ii) 「情報提供活動」の一層の強化に関する申し合わせ決議（案）
 - ④ 平成28年度全国農業委員会会長大会実行運動計画（案）
- (8) 農業委員会活動の実践を踏まえた決意表明
- (9) ガンバロー三唱
- (10) 閉 会

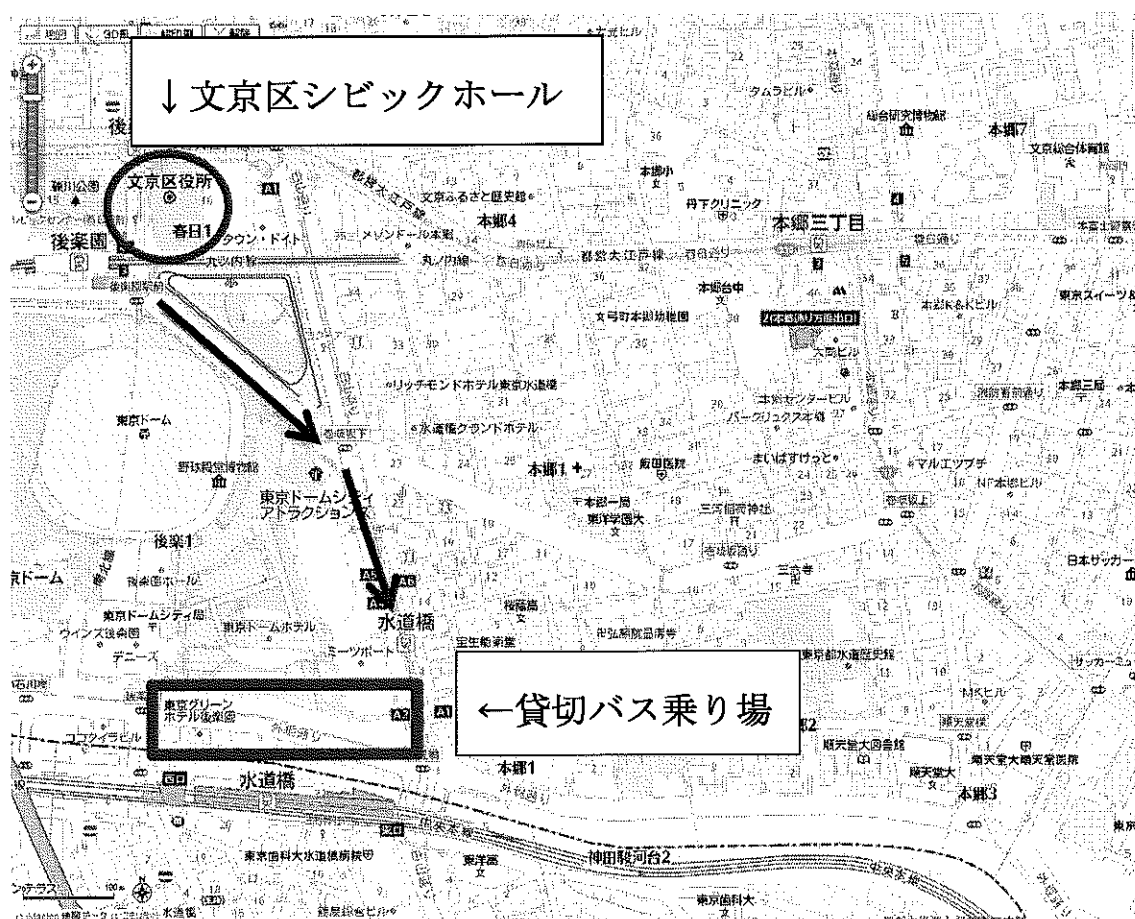
「長野県選出国會議員への要請懇談会」会場移動のバス乗り場

・全国大会終了後

「参議院議員会館 1階 101会議室」において

15時45分から「長野県選出国會議員への要請懇談会」を実施いたします。
要請懇談会の会場までは、貸切バスで移動しますので、下記のバス乗り場まで
農業会議職員が案内いたします。(所要時間 徒歩約10分)

※下伊那・松本地区の皆様は、協議会の貸切バスで移動するため、協議会職員
の指示に従ってください。(バス乗り場は同じです)



長野県選出国會議員への要請懇談会 次第・役割分担

日時：平成28年5月26日(木) 15:45～17:00

場所：東京都「参議院議員会館101会議室」

(進行：農業会議 小林事務局長)

	時間割
1 開 会 (農業会議 小山 副会長)	15:45
2 主催者挨拶・要請 (農業会議 望月会長)	5分
3 懇 談 15:50	
(1) TPP国内対策の継続・強化について (口火発言者：県農業委員会協議会 市川会長)	
(2) 担い手・経営対策の推進について (口火発言者：県農業委員会協議会 本田副会長)	
(3) 担い手への農地利用集積施策の改善方策について (口火発言者：県農業委員会協議会 長渕副会長)	
(4) 遊休農地の発生防止・解消対策について (口火発言者：県農業委員会協議会 中村副会長)	
4 長野県選出国會議員挨拶 16:15 (到着順に本人から挨拶、秘書は紹介のみ)	
5 閉 会 (農業会議 板花副会長)	17:00

平成28年度 全国農業委員会会長大会 議案の概要

【第1号議案】

新たな時代を迎えた農業・農村の成長に向けた政策提案(素案)

I. TPP国内対策の継続・強化について

II. 担い手・経営対策の推進

1. 認定農業者制度を基本とした担い手の育成・確保
2. 土地利用型農業経営の体質強化
3. 集落営農組織の体質強化
4. 農業者年金制度・運用の改善
5. 女性農業経営者への支援等
6. 新規就農者の定着に向けた人材育成の強化
 - (1) 青年農業者の人材力強化対策
 - (2) 新規就農者の定着のための地域支援体制の整備
 - (3) 青年就農給付金の充実・強化
 - (4) 農の雇用事業の充実・強化
7. 円滑な農業経営の継承推進
 - (1) 認定農業者等担い手の子弟、法人設立初期への支援
 - (2) 第三者経営継承を推進する支援体制の構築
8. 農業の雇用改善と安全対策の推進
9. 外国人技能実習制度の改善

III. 担い手への農地利用集積施策の改善方策

1. 「活かすべき農地」を早急に明らかにする取り組みの推進
 - (1) 食料自給力の維持・確保に向けた国の関与による農地の確保
 - (2) 農地の国土調査(地籍調査)の早期完了
 - (3) 非農地とするための条件整備等
2. 農地の利用集積を加速するための環境整備
 - (1) 農地の中間管理機能を最大限発揮するための支援
 - (2) 農地中間管理機構の活用等農地集積対策への支援強化
 - (3) 都道府県域における農地の面的集積促進の支援

IV. 遊休農地の発生防止・解消対策

1. 中山間地域における多様な農地利用の促進
 - (1) 法人経営・集落営農等の規模拡大に対する助成

- (2) 農地の畜産的利用の拡大
- (3) 美しい景観を活用した医療・福祉的利用の推進と活用意向のマッチング
- 2. 農地所有適格法人の出資要件の堅持
- 3. 農地の相続登記の促進
 - (1) 「農地を相続したら届け出」の広報キャンペーン
 - (2) 相続登記未了農地の登記と過半同意による貸付けの促進
- 4. 農地の違反転用の防止対策と推進体制の整備
- 5. 基盤整備の促進

V. 活力ある地域振興に向けた対策の強化

- 1. 「日本型直接支払い」などの地域を支え守る施策の拡充
- 2. 鳥獣被害対策の強化
- 3. 農業・農村における6次産業化の推進
- 4. 都市農業の振興
 - (1) 「都市農業振興基本法」に基づく都市農地保全対策の確立
 - (2) 「都市農業の振興に関する計画(地方計画)」の策定支援
 - (3) 都市農地の活用の推進
 - (4) 都市農業・農地の保全・継承に向けた相談窓口の設置

VI. 食の充実と安全・安心対策の推進、国産農産物の輸出促進

- 1. 地産地消・食育・機能性食品のさらなる推進
- 2. 食の安全対策と輸入農産物等の検疫・表示の強化
- 3. 国産農産物の輸出促進と知的財産権の保護

VII. 消費税率引き上げに伴う納税環境の整備

VIII. 東日本大震災・原発事故、熊本地震等への万全な対応

- 1. 新たな農業創造の促進と予算の確保
- 2. 風評被害の払拭に向けたさらなる支援
- 3. 突発的な災害等への万全な対応

IX. 規制改革への慎重な対応

X. 新たな農業委員会制度の定着支援とネットワーク機能の強化

- 1. 農地利用の最適化に向けた取り組み支援の強化
- 2. 厳正な農地制度の執行を確保する体制整備
- 3. 地方交付税交付金の積算の見直し

【第2号議案】

農業委員会憲章(案)

【第3号議案】

「新・農地を活かし、担い手を応援する全国運動」の推進に関する
申し合わせ決議(案)

- 1 農地利用の有効利用と担い手の育成・確保に取り組もう
- 2 担い手の確保と経営の合理化に向けた支援を強化しよう
- 3 地域の声を取りまとめた「意見の提出」に積極的に取り組もう
- 4 農業・農村の実態と農業委員会活動を積極的に周知する情報提供活動を強化しよう

【第4号議案】

「情報提供活動」の一層の強化に関する申し合わせ決議(案)

- 1 全ての農業委員会で「全国農業新聞で農地利用の最適化達成を目指す3カ年運動」に取り組もう
- 2 農地利用の最適化のため「全国農業図書」を必読・常備すると共に研修会等資料への活用並びに農業者への啓発に取り組もう
- 3 農業委員会だよりの発行、市町村広報誌やインターネットの活用等を通じた農業委員会活動の「見える化」を徹底しよう

【第5号議案】

「平成28年度全国農業委員会会長大会実行運動計画(案)」

- 1 大会当日の実行運動
- 2 大会実行委員会の設置

新たな時代を迎えた農業・農村の成長に向けた政策提案(素案)

農政新時代への基本的考え方

昨年10月のTPP(環太平洋連携協定)交渉の大筋合意により、我が国農業はこれまでとは比較にならない国際競争の時代に突入した。農業経営体の減少が続く中で法人化や経営規模の拡大が進展するなど、構造改革は着実に進展しているが、一層のスピード感が求められることとなった。

しかしながら、この農政新時代においても、変えてはならないもの、それは、額に汗し努力する者が報われるとともに、大小の家族経営とその延長線にある法人経営を主体に、参入企業や新規就農者等の多様な担い手が共存する形で我が国農業・農村が発展することである。

また、昨年の都市農業振興基本法の成立で市街化区域内の農地の位置づけが180度転換されたことをみても、成熟社会を迎えた今、経済的豊かさから心の豊かさ、画一・標準から多様・個性へと転換しており、いわば地域の時代に対応した農業・農村施策の構築が必要である。

一方で昨年は、通常国会において、農協法、農業委員会法および農地法等の改正法が成立、本年4月1日より施行されたところである。農業委員会組織は、従来にも増して農地利用の最適化の推進をはじめ農地情報の収集・提供、担い手の育成・確保に向けた新たな展開が求められている。この「土地と人」の^{かなめ}要の対策でしっかりと成果を示すことこそが、我が国農業・農村の維持・発展のために不可欠である。

このような状況の中、農業委員会における農業・農村現場の意見の積み上げ、都道府県・全国段階における認定農業者や農業経営者組織、農業団体等との意見交換を通じて、法改正により農業委員会組織に新たに付与された「農地等の利用の最適化の推進」に関する意見の提出責務に基づく「新たな時代を迎えた農業・農村の成長に向けた政策提案」を取りまとめた。

農業委員会組織が一丸となり、農業者・国民の期待に応える取り組みを進めていくものであるが、その後押しとなる下記の提案事項の実現に向け、政府・国会の対応を強く望むものである。

I. TPP国内対策の継続・強化について

TPPの国会承認にあたっては、農業者をはじめ広く国民の理解を得るべく十分審議を尽くすこと。また、国内対策については、政府において新規事業ならびに既存事業の予算増額等の対策が講じられているが、TPPの影響は中長期に及ぶため、予期せぬ事態への臨機な対応措置をはじめ、農業者の声を踏まえて長期的な視点に立った制度・施策の運用を図ること。

II. 担い手・経営対策の推進

1. 認定農業者制度を基本とした担い手の育成・確保

認定農業者や「人・農地プラン」に位置づけられた地域の担い手が、経営発展のために実施する経営管理能力の向上、経営の近代化、法人化の推進など、自立と継続のため、その力を最大限発揮できるよう助長すること。そのため、経営改善指導等のノウハウを持つ都道府県農業会議・全国農業会議所の農業委員会ネットワーク機構が実施主体となった簿記記帳、青色申告、法人の設立等を支援する新たな事業を創設すること。

2. 土地利用型農業経営の体質強化

地域の農地の受け手である土地利用型農業経営の体質を強くしていくため、農業機械等導入にあたっての融資残補助、スーパーL資金の金利負担軽減措置等の対策を強化・継続すること。あわせて、コンバイン等の稼働率が低く高価な農業機械について、シェアリース方式の普及に向けた支援を行うこと。また、農地の団地化に向けた農業者同士の農地の交換に対する支援措置を講じること。

また、飼料米等による水田フル活用のため、平成30年度からの米の生産調整の見直しと合わせ、恒久的な予算を確保すること。

3. 集落営農組織の体質強化

地域農業の再構築に欠かせないのは人材の育成・確保である。とりわけ、中山間地域等において集落営農組織の整備・強化が喫緊の課題となっている。このため、集落営農・法人の組織化と体質強化を図るため人材育成に向けた「集落営農組織リーダー養成講座」（仮称）の開催や集落法人組織の設立、並びに運営支援のためのサポート体制の構築のための事業を創設すること。

事例：広島県農業会議は2001年度から「集落法人リーダー養成講座」を年9回開催。

このことが集落法人設立の起爆剤となり、2010年度までにリーダー養成講座の受講生824名、集落法人の設立数205法人となった。現在の講座は集落法人の運営を中心としたカリキュラムで実施。

4. 農業者年金制度・運用の改善

女性活躍社会の推進の観点から、政策支援対象者への後継者の配偶者の追加、農業者の生涯所得の確保のため、若い農業者の保険料限度額の引き下げ特例と、国民年金に任意加入する期間の農業者年金への継続加入など、制度・運用の改善を図ること。

5. 女性農業経営者への支援等

女性農業者の能力を最大限発揮できるよう、家族経営協定の締結の推進や女性が活躍する農業法人等への支援など、女性が経営者として活躍できる対策(経営参画)を講じること。

また、男女共同参画の推進や高齢者の活動推進に積極的に取り組む者への支援策を措置すること。

あわせて、女性農業委員等地域のリーダーとなる女性農業者のネットワークの構築・運営を支援する措置を講じること。

6. 新規就農者の定着に向けた人材育成の強化

(1) 青年農業者の人材力強化対策

欧州諸国の農業人材育成システムを参考に、生産技術や経営ノウハウなど実際の農業経営の現場で活かせる実践的な職業資格の創設と職業教育の仕組みについて検討すること。

また、海外農産物との競争力の強化、農産物・食品の輸出拡大に向け、青年農業者を海外に派遣し、経営技術の取得、グローバルGAP※やハラール※への対応などのグローバルな視点を持つ農業者を育成する研修事業を創設すること。

(2) 新規就農者の定着のための地域支援体制の整備

新規就農者が地域にとけ込み安定した農業経営を営むことができるようにするためには、地域における受入環境を含めた支援体制の整備が重要であり、地域の農業委員による世話役活動(後見人制度)、

地域の自治会やＪＡの生産部会による支援体制、新規就農者の組織化の支援等についての新規事業を創設すること。

(3) 青年就農給付金の充実・強化

青年就農給付金について、十分な財源を確保するとともに、新規就農者が安心して給付金事業を活用できるよう継続実施に向けた法定化の検討を行うこと。

「準備型」については、給付金返還の事態が生じないよう就農のための農地の確保ならびに農業法人等への雇用就農の受け皿確保対策について支援を強化すること。

「経営開始型」については、新規参入希望者の就農にあたって「人・農地プラン」への位置づけが適切かつ円滑に行われるようにするとともに、独立就農者への農業者年金の加入を徹底するよう国の指導を強化すること。親元就農については、新規作目の導入や経営継承が円滑に行われるよう、農業委員会、農協、普及センター等関係機関による協力体制を構築すること。

なお、「準備型」「経営開始型」とともに、研修の成果を見える化し、国民の理解を得るためにも、「日本農業技術検定※」の受験を義務化すること。

(4) 農の雇用事業の充実・強化

農業参入への入口の１つである農業法人等への雇用就農の一層の推進を図るため、十分かつ継続的な予算を確保するとともに、農業法人等の人材育成と経営確立に向けて、青年就農給付金と連動した安定継続のための法定化を検討すること。

また、積雪等で周年農作業が困難な地域においては、農業法人が行う附帯事業についても対象とすること。

なお、平成26年度補正予算事業より基金事業から単年度事業に移行したことに伴い、年度当初に国の予算執行が遅れる場合には、事業の停滞を招かないよう暫定予算をもって対応すること。

一方、研修先法人等での定着率を向上させるために、法人要件や助成額のあり方について検討することとあわせ、インターンシップ事業との連携を図ること。

7. 円滑な農業経営の継承推進

(1) 認定農業者等担い手の子弟、法人設立初期への支援

認定農業者等担い手の子弟が後継者として就農することは、より

確実な経営継承を図る上で重要である。基幹的労働力の増加に見合う規模拡大を達成するまでの間の経営の負担を軽減するため、「新規就農・経営継承総合支援事業」と同等の新たな支援措置を講じること。あわせて、法人化を行った場合も、初期段階の管理コストの増加に対応した支援策を講じること。

また、農業機械・施設、家畜等経営資産の継承にあたっての税制上の特例措置を検討すること。

(2) 第三者経営継承を推進する支援体制の構築

第三者への円滑な経営継承の推進を目的とした支援体制を構築するため、

- ①農業経営の第三者移譲希望者の全国的な意向調査の実施、
 - ②全国一元的な情報管理と情報提供サービス体制の構築、
 - ③第三者経営移譲希望者と新規就農希望者との適合性の確認及びマッチングを行うコーディネーター(仲介者)の育成、
- 等を行う事業の創設について検討すること。

8. 農業の雇用改善と安全対策の推進

農業法人等が意欲的な人材を確保・定着させるためには、就業者が将来展望を持てるような雇用環境を整備(給与水準の向上、退職金の積立、労働・社会保険への加入)することが求められる。このため、農業における雇用環境を把握する実態調査の実施、及び経営者の人材育成に対する意識改革を促すための研修・啓発活動を行う支援策を検討すること。

加えて、労働基準法の一部適用除外があるなど農業労働の特殊性を踏まえ、社会保険労務士等専門家相互の情報共有や研修の場を設置するとともに、農業団体と一体的に行う就業改善に向けた指導及び啓発活動を支援すること。

また、他産業と比べ農作業事故の水準が依然として高いことから、国としても安全対策の取り組みを一層強化すること。

9. 外国人技能実習制度の改善

6次化の進展等、農業経営の多様化に対応し、農産物の1次加工と販売についても農作業の対象とすること。あわせて、現場から強いニーズがある農業経営体間の受委託ほ場や共同利用施設での実習も対象とすること。

Ⅲ. 担い手への農地利用集積施策の改善方策

1. 「活かすべき農地」を早急に明らかにする取り組みの推進

(1) 食料自給力の維持・確保に向けた国の関与による農地の確保

① 農地転用制度、農業振興地域制度への国の関与の継続

農業の生産基盤である農地は、食料の供給や国土の保全等の多面的な機能を果たしていることから、国の責任において農地の総量を確保し有効利用を図る観点から、農地転用制度および農業振興地域制度については、引き続き国の関与を講じること。

② 「食料自給力」の維持・確保に向けた支援対策の充実

昨年策定された「食料・農業・農村基本計画」において示された「食料自給力※」を維持・確保するためにも、各地域毎に将来にわたって「活かすべき農地(守るべき農地)」を明確にした上で、より高度な利用のための基盤整備や末端の水路など既存ストックの維持管理を進めるとともに、これらの農地に対し条件不利に着目した支援対策を講じるなど「日本型直接支払」を拡充して、万全な支援対策を講じて維持・確保を図ること。

(2) 農地の国土調査(地籍調査)の早期完了

平成26年の農地法改正により農地台帳が法定化され、平成27年4月1日から「全国農地ナビ」により農地台帳の一部情報とともに、農地地図のインターネット等による一般公開が始まったが、関係機関が有する地図や公図においてさらなる精度向上が課題となっている。このため、一般公開が開始された農地地図情報の整備強化のためには、農地に関する計画的な国土調査(地籍調査)を早期に完了させることが必要であり(平成25年度末で約72%)、その実現に向けた人員確保などの予算措置を図ること。

(3) 非農地とするための条件整備等

復元することが困難な荒廃農地は農業委員会が非農地判定を行うことも含めて対策を進めているところである。一方で非農地判定を行うことによって当該非農地が不法投棄等の温床になりかねないなど、周辺の農地等の営農に影響が出る懸念がある。このため、復元することが困難な森林・原野化した荒廃農地については、採草放牧地としての利用や地球温暖化防止のための二酸化炭素吸収源として認められる森林、鳥獣被害防止対策の緩衝林等として位置づけるなど、里山等として適切に管理・保全できる制度や保安林指定して管理するなどの手法も含めた制度措置と政策的な支援措置を検討する

こと。

また、非農地判定された農地の地目変更を農業委員会が嘱託登記できる制度を創設すること。

2. 農地の利用集積を加速するための環境整備

(1) 農地の中間管理機能を最大限発揮するための支援

農地中間管理機構（以下「機構」という。）の借り受け希望面積は積み上がったが、一方、各県機構は転貸の可能性が不確定な農地については、農地の所有者が貸し付けを希望しても、管理コストの増大懸念から簡単に借り受けることができない状態にある。機構と連携しつつ担い手への利用集積を進めるための基盤整備の一層の推進を図るとともに条件不利地域等の地域の実情に即した機構が借り受ける農地の円滑な管理について、予算措置を含めたりリスク軽減対策を講じること。また、機構が借受けたが、結局借り手が見つからず機構から返還された農地の管理対策等を講じること。

一方、農地中間管理事業を活用した農地の貸し付け、借り受けについて、利用権設定等の手続きに相当の期間（3～4ヶ月）を要することが課題となっている。このため、農地中間管理機構による農地転貸の事務の効率化・簡素化に向けて、「農用地利用集積計画と農用地利用配分計画（案）の認定の同時化の推進」による処理期間の短縮措置を講じるとともに、「農用地利用配分計画の作成の市町村等への業務委託」、「都道府県知事の農用地利用配分計画の認可についての市町村への権限移譲」、「事務処理関係書類の簡略化」についての制度改善の措置を検討すること。

さらに、震災や急激な米価下落等に対応するため、農地の借料について減額請求できる旨の周知ならびに機構が主体的に減額を地主に働きかけること。

(2) 農地中間管理機構の活用等農地集積対策への支援強化

農地中間管理機構の機能を最大限活用した面的集積を促進するため、地域における「人・農地プラン」を踏まえた貸し付け農地の掘り起こしや農地を借り受ける担い手の特定など、地域に根ざした農業委員会が有する農地利用調整機能の積極的な活用に向けた支援措置を強化すること。

(3) 都道府県域における農地の面的集積促進の支援

農業委員会ネットワーク機構（都道府県農業会議）が行う広域的

利用調整が実効あるものとするために農地情報等を基に農地中間管理機構と関係農業委員会および広域に活動する農業経営体等を構成員とする「広域農用地利用調整会議」（仮称）を設置して現地指導等を行えるよう支援措置を講じること。

IV. 遊休農地の発生防止・解消対策

1. 中山間地域における多様な農地利用の促進

(1) 法人経営・集落営農等の規模拡大に対する助成

一部の地域では、標高差等による気象条件の違いを巧みに利用して、一つの作物を平場地域と中山間地域の2か所で生産し、夏と冬のリレー栽培・収穫をするなど、規模拡大、収益増加を実現している。こうした地域に根ざした集落営農や法人経営等が中山間での規模拡大・生産拠点を置くことに対する助成措置等を検討すること。

(2) 農地の畜産的利用の拡大

中山間地域の耕作放棄地の発生防止・解消を図るうえで、人手に頼らない牛の放牧等の利用の推進も必要であり、農地の放牧利用について、農地の利用調整から放牧までの一元的な実施体制を構築するための全国規模でのモデル事業を創設すること。

(3) 美しい景観を活用した医療・福祉的利用の推進と活用意向のマッチング

中山間地域の農地を荒廃させることなく生産活動につなげる観点から農作業が持つ身体的障害の「機能回復」や、美しい景観を活用した園芸セラピー農園としての利用促進等総合的な対策を講じること。その際、農地利用の意向について、都道府県農業会議を活用して都道府県単位で活用意向情報を収集し、マッチングさせる施策を講じること。

2. 農地所有適格法人の出資要件の堅持

農地法の耕作者主義の理念を遵守し、現行の農地所有適格法人の出資要件等を断固維持すること。先般、国家戦略特区において、一般会社の農地所有が例外的に認められたが、全国的展開は行わないこととあわせ、一般会社が安心して経営できるよう、リース方式による問題点等について洗い出し、改善に向け検討すること。

3. 農地の相続登記の促進

(1) 「農地を相続したら届け出」の広報キャンペーン

所有者の所在等がわからない農地を増やさないで有効利用するため「農地を相続したら必ず農業委員会に届け出する」という意識を喚起する全国規模での広報キャンペーンを展開すること。

(2) 相続登記未了農地の登記と過半同意による貸付けの促進

相続登記未了となっている農地は、遊休農地の発生要因及び利用集積の大きな妨げになっていることから、全国的な現状把握調査を着実に実施し、その上で相続登記の促進を図るために、市町村と法務局との連携強化ならびに農地に係る相続登記の費用負担を軽減するための措置を講じること。さらに、相続持分の過半同意による貸付けが困難な農地が相当数あるため、代表法定相続人の同意による利用権設定についても検討すること。

また、貸付けによる利用だけでは根本的な解決につながらないため、地籍調査による現行所有者への変更を急ぐとともに、民法の時効取得の考え方を援用し、相続未登記など所有者不明の農地については農業委員会の公告等の手続きを経て、国等が所有権を取得・再配分できる制度的措置について検討すること。

事例：平成27年度、鹿児島県農業会議が県からの委託により、農業委員会の協力を得て農地台帳と固定資産税台帳の納税者が一致しない農地等を調査したところ、農地台帳面積の38%が所有者と納税者が一致しておらず、また21%は所有者が死亡しているものの登記変更が行われていない「相続登記未了農地」であった。

4. 農地の違反転用の防止対策と推進体制の整備

違反転用は早期発見、早期是正が不可欠である。農業委員会が実施する利用状況調査は遊休農地対策を講じていくとともに違反転用等についても発見した場合は指導を行っているが、農地転用許可となった農地に農業委員会等における「農地転用許可済標識」の設置・掲示の義務化について検討すること。

また、農地の違反転用への指導をさらに徹底するため、違反転用農地の原状回復を確実に実施できるよう財政的な裏打ちについて十分措置するとともに、農業委員会、都道府県、市町村、警察、法務局、地域住民の自治会などで構成する「農地違反転用防止ネットワーク」（仮称）の設置を促進し、刑事告発等の思い切った措置を後押しするため、国や都道府県が参画したキャンペーンなどの推進体制を整備すること。

5. 基盤整備の促進

担い手への農地集積8割の目標を達成するためにも、土地改良長期計画に基づく農地の大区画化・汎用化等の基盤整備の促進と既存施設の更新整備、農家レベルによる畦畔除去などの簡易な圃場整備、農業農村整備事業や農地耕作条件改善事業などを着実に進めるため、農業農村整備対策等の予算を十分に確保すること。

V. 活力ある地域振興に向けた対策の強化

1. 「日本型直接支払い」などの地域を支え守る施策の拡充

都市地域に比べ高齢化と人口減少が進んでいる農村部においては、農村社会全体で農村資源（森林、農地、農道、水路等）を管理し多面的機能を維持しているが、中山間地域をはじめとして過疎化や高齢化が深刻化しており、こうした取り組みが困難な状況になっていることから、「中山間地域等直接支払制度」の現場の負担の軽減をはじめとした運用を改善するなど「日本型直接支払」を拡充し、地域資源を共同で維持していく取り組みを積極的に推進すること。

なお、中山間地域等直接支払制度における交付金の返還義務規定が来年度緩和され、集落に農作業ができない人がいた場合に、複数集落が協定を締結するなど一定要件を満たせば返還が免除されることになるが、他集落の農地まで管理することへの負担感が重く実効性に疑問があることから、広域協定以外の手法についても検討すること。

また、大規模経営体の育成等担い手の育成・確保対策の推進に加え、高齢、定年帰農、新規就農等多様な人材が共存し元気で生き活きと、地域の特色を活かした生産・販売を行うなど地域がバランスよく維持・発展するための移住対策を含む農村活性化対策を講ずること。

2. 鳥獣被害対策の強化

有害鳥獣の増加による農村部での被害は深刻さを増し、農産物だけでなく人身にも危険が及んでいる。また、統計に表れない自給的な農産物への被害も甚大であり、農業者の精神的な痛手も大きい。

このため、地域が主体となった多様な取り組みを支援する施策を長期的に講じるとともに、ジビエとしての活用を進めるための施設整備や、狩猟免許取得者の負担軽減ならびに拡大・若返りのための支援措置の一層の強化を図ること。

3. 農業・農村における6次産業化の推進

6次産業化の推進にあたっては、農業者が主体的に多様な業種と連携し、農業所得の確保や就業機会の拡大を図っていく取り組みを基本とすること。また、農業者の医福食農連携など新分野への取り組みにあたっては、食品表示や食品衛生への対応等も新たに必要となることから、各省庁が連携した計画的な支援を行うこと。加えて、地理的表示制度の活用促進や、地域活性化に重要な役割を果たしている女性の起業等の支援体制のさらなる強化を図ること。

4. 都市農業の振興

(1) 「都市農業振興基本法」に基づく都市農地保全対策の確立

都市農業が継続的に発展できるよう「都市農業振興基本法」・「都市農業振興基本計画」に基づいて都市農業の振興施策・税制を拡充・整備するとともに、都市計画制度を見直し、都市農地・農業の機能と役割を都市政策の中に明確に位置づけた都市農地保全のための仕組みを構築すること。その際、都市農地保全と農業経営継続に大きな役割を果たしている生産緑地並びに相続税納税猶予制度を堅持し、その改善を図ること。また、農業経営に不可欠な農業用施設用地や、一体として管理している山林なども併せて保全できる仕組みを構築すること。

(2) 「都市農業の振興に関する計画(地方計画)」の策定支援

「都市農業振興基本法」において地方自治体の責務とされている「地方計画」の策定に向けた支援を行うこと。

(3) 都市農地の活用の推進

体験農園の一層の普及など、農業経営の維持・発展を基本とした都市農地の活用推進を支援し、都市農業の振興を図ること。

また、学童農園や福祉農園、防災農地のほか、市民農園についても、その機能と役割の重要性を踏まえ、遊休農地の発生防止を含めた都市農地の有効利用の観点から、さらに推進を図ること。

(4) 都市農業・農地の保全・継承に向けた相談窓口の設置

都市及びその周辺の貴重な農地を守り農業経営を継続・発展させるためには、農地に関する法律や生産緑地並びに納税猶予制度に精通し、都市農業経営者の状況に詳しい都道府県農業会議に相談員を設置し、農地所有者等に対するきめ細かい相談に対応する「相談窓

口」を全国的に整備すること。

Ⅵ. 食の充実と安全・安心対策の推進、国産農産物の輸出促進

1. 地産地消・食育・機能性食品のさらなる推進

農産物の地産地消を一層推進し、ユネスコの無形文化遺産に登録された「和食」の保護・継承を図るためにも、学校等が行う地域の農業や農産物、伝統的な食文化についての学習など食育への支援を強化すること。

あわせて、和食材の消費拡大のためにも、ストレス緩和や認知・記憶の維持等に効果がある機能性食品について、年代・性別の個人に対応した商品開発に向けた支援を強化すること。

2. 食の安全対策と輸入農産物等の検疫・表示の強化

農産物等の輸入にあたっては、残留農薬・動物用医薬品等の有害物質、遺伝子組換え食品等について適切な規制を担保するとともに、口蹄疫をはじめとする海外の家畜の伝染性疾病や植物の病害虫についての検査・検疫体制を諸外国並みに強化し、食の安全性の確保に万全を期すこと。

また、消費者が安心して国産農産物を選択できるよう、加工食品の原料原産地表示を強化すること。

3. 国産農産物の輸出促進と知的財産権の保護

国産農産物の輸出を拡大するため、日本食・食文化の魅力とわが国農産物の品質の高さをセットで世界に発信し、「ジャパンプランド」の確立を図ること。

そのためにも、HACCPやトレーサビリティなどの制度的基盤を早急に整えるとともに、科学的根拠なく日本の農産物の輸入禁止をしている国・地域に対して早期の禁止解除と信頼回復に全力を挙げて取り組むこと。また、地理的表示保護制度を活用した知的財産保護の強化や育成者権を侵害した農産物の流入防止対策を強化すること。

Ⅶ. 消費税率引き上げに伴う納税環境の整備

農業者は農産物価格の決定力が弱いことから、消費税の価格転嫁対策について徹底した広報対策など総合的な取り組みを継続的かつ強力に推進すること。また、平成29年4月の消費税率10%への再引き上げに伴って導入される軽減税率の導入にあたってもその仕組み

等について丁寧な広報対策を行うこと。

VIII. 東日本大震災・原発事故、熊本地震等への万全な対応

1. 新たな農業創造の促進と予算の確保

東日本大震災・原子力災害からの復旧・復興は一部で営農再開等に向けた動きがみられるものの、本格的な復興が進んでいない状況が続いていることから、政府・国が責任をもって農業再生に向けた事業展開を加速化させること。また、「東日本大震災復興交付金」について平成29年度以降も継続すること。

2. 風評被害の払拭に向けたさらなる支援

依然として風評による価格下落等の被害は根強いことから、引き続き安全確保・信頼回復への取り組み等の広報活動を広く行うとともに、販路開拓やブランド化等のための必要な予算について十分措置すること。あわせて、一部の国や地域における輸入規制について、早期解除を強く働きかけること。

3. 突発的な災害等への万全な対応

異常気象による集中豪雨や熊本県・大分県を震源とする大地震など予期せぬ災害がいつどこで起きても不思議でない状況であることから、農業関連施設の耐震対策等の強靱化対策を急ぐとともに、発生後の復旧・復興に万全な対策を講じること。

IX. 規制改革への慎重な対応

農業者の所得を向上させ、経営を安定させるために、生産資材価格の引下げや流通構造等の改革を急ぐ必要があるが、既存の規制・制度の見直しにあたっては、農業者目線から慎重に検討すること。現在、規制改革会議が廃止を提言している指定生乳生産者団体制度については、十分な議論と調整を経たうえで方向性を出すこと。

X. 新たな農業委員会制度の定着支援とネットワーク機能の強化

1. 農地利用の最適化に向けた取り組み支援の強化

平成28年4月1日に施行された改正農業委員会法で重点化された農地利用の最適化の推進のための「農業委員会交付金」、「都道府県農業委員会ネットワーク機構負担金」の予算を確保すること。

また、平成28年度に措置された「農地利用最適化交付金」について、来年度は1,000以上の農業委員会が新制度に移行することから、農地利用最適化の推進に必要な予算を十分に確保するとともに、現場でより活動がし易い運用改善を図ること。

また、遊休農地の利用意向調査、農業委員・最適化推進委員の資質向上に向けた研修等を支援する機構集積支援事業について、必要な予算を確保すること。

加えて、農地台帳システムの全国一元化と「全国農地ナビ」の逐次更新を実現するために必要となる「農地情報公開システム・フェーズ2」データ変換・移行経費を確保すること。

2. 厳正な農地制度の執行を確保する体制整備

厳正な農地制度の執行を確保するため、市町村の行政機関である農業委員会の事務局体制を整備・強化すること。そのためには、市町村等の積極的な対応による専任職員の十分な配置や資質向上等の対策を強化するとともに、そのための予算を確保すること。

3. 地方交付税交付金の積算の見直し

改正農業委員会法を踏まえ、地方交付税交付金に係る農業委員会費の積算根拠を適切に見直すこと。また、同交付金の農業行政費（道府県分）の単位算定基礎に都道府県農業委員会ネットワーク機構に関する事務経費を加えること。

農業委員会憲章（案）

私たち農業委員会は、農業・農村を守り、その健全な発展に寄与するため、法令遵守と高い倫理観を持ち、農業委員と農地利用最適化推進委員が一体となって、以下の憲章を遵守することを誓います。

- 一、 農業委員会は、
農業・農村の代表として、
食料・農業・農村基本計画の実現に努め、
国民の期待と信頼に応えます。
- 一、 農業委員会は、
食料の自給力を維持・向上させるため、
適正な農地行政に努め、
優良農地の確保と効率利用を進めます。
- 一、 農業委員会は、
農地利用の最適化をめざし、
農用地利用の集積・集団化と遊休農地の発生防
止・解消、新規参入の促進に努めます。
- 一、 農業委員会は、
認定農業者や新規参入者等の意欲ある担い
手の育成・確保と経営支援を強化し、
農業・農村の持続的発展に努めます。
- 一、 農業委員会は、
暮らしと経営に役立つ情報の収集・提供に
努め、活力ある農業と農村社会をめざしま
す。

(参考)

農業委員憲章

- 一、 農業委員は、
農業・農村・農業者の代表として、
新基本法農政の推進に努め、
国民の期待と信頼に応えます。
- 一、 農業委員は、
食料の自給率向上のため、
適正な農地行政に努め、
優良農地の確保と効率利用を進めます。
- 一、 農業委員は、
意欲ある担い手を育成確保し、
望ましい農業構造を実現するため、
農用地の利用集積と集団化に努めます。
- 一、 農業委員は、
地域農業の持続的発展のため、
認定農業者等の経営支援を強化し、
農業・農村の振興に努めます。
- 一、 農業委員は、
暮らしと経営に役立つ情報の収集・提供
に努め、活力ある農業と農村社会をめざ
します。

【第3号議案】

「新・農地を活かし、担い手を応援する全国運動」 の推進に関する申し合わせ決議（案）

農地利用の最適化の推進を重点に位置づけた改正農業委員会法が、平成28年4月1日に施行された。農業委員会組織は、これまで以上に担い手への農地の利用集積・集約化や耕作放棄地の発生防止・解消対策、新規参入を含めた担い手の確保・育成などの活動の強化とその成果が求められている。

こうしたことを踏まえ、地域の農業者の代表として自信と誇りを持って農業・農村の健全な発展に寄与するため取り組んでいる全国運動を1年間前倒して改訂し、農業委員と農地利用最適化推進委員がしっかり連携した取り組みの強化を図ることとした。

よって、われわれは「農地と人」対策を現場で責任を持って推進する組織として、下記の事項についてここに申し合わせ、決議する。

記

1. 農地利用の有効利用と担い手の育成・確保に取り組もう

- (1) 農業委員及び農地利用最適化推進委員の十分な定数確保を図るとともに、両委員の適切な役割分担と連携による農地利用の最適化の推進に努めること。
- (2) 地域農業のめざす将来像である「人・農地プラン」の作成を支援するため、話し合いの場づくりや参加等を通じて地域内の合意形成に努めること。
- (3) 計画的な遊休農地の発生防止・解消をめざし、農地パトロール(農地利用状況調査)による地域の農地利用の総点検を行うとともに、農地利用意向調査を着実に実施し、その結果を踏まえ農地中間管理機構と連携した措置の実施を行うこと。さらに非農地判断を円滑に行い、「守るべき農地」の範囲の明確化を図ること。
- (4) 担い手への農地利用集積・集約化に向けた農地の出し手と受け手のマッチングを強化するため農地台帳の精度向上をめざすとともに、「全国農地ナビ」への積極的な参加を進めること。
- (5) 優良農地を確保するための農地転用許可制度の適正な運用を図るため、都道府県知事と十分に連携し、農地転用許可に係る効果的かつ効率的な事務手続きに努めること。

また、関係機関とも連携して無断転用の防止、早期発見・是正指導に取り組むこと。

- (6) 「人・農地プラン」の作成・見直し等における農地中間管理機構との

連携を強化すること。また、農家から農地のあっせん等の希望が出された場合、地域の実情を踏まえた手法を選択し、農地利用調整を行うこと。

2. 担い手の確保と経営の合理化に向けた支援を強化しよう

- (1) 認定農業者の掘り起こしや再認定への働きかけを強化すること。また、担い手が不足している地域では、集落営農の組織化や法人化に向けた地域の合意形成を促進すること。
- (2) 企業の農業参入や新規就農者などの新たな農業のパートナーづくりを推進するため、農業参入希望者等の相談に積極的に対応するとともに、市町村やJAなど関係機関・団体と連携し、新規参入後の経営確立に向けた支援体制を整備すること。
- (3) 農地所有適格法人及び一般企業などの農業参入に当たっては、制度の仕組みや留意点などを周知するとともに、農地の権利取得に係る適正な要件確認と日常的な管理・指導の取り組みを通じて、農地の有効利用と地域農業の振興につなげること。
- (4) 農業者年金について、農業者の老後生活の安定と円滑な経営継承のための重要施策と位置づけ、その普及・定着と加入推進に取り組むこと。

3. 地域の声を取りまとめた「意見の提出」に積極的に取り組もう

- (1) すべての農業委員会において、毎年一定の時期に、認定農業者をはじめとする地域の農業者と農業委員会との意見交換会や集落座談会を実施し、それらを通じた農業・農村現場の声を積み上げること。
- (2) 改正農業委員会法第38条を踏まえ、地域における農業・農村の問題を幅広く積み上げた意見の市町村長等への提出など政策提案活動を強化すること。

4. 農業・農村の実態と農業委員会活動を積極的に周知する情報提供活動を強化しよう

- (1) 全国農業新聞や農業委員会だより等で、地域住民を対象に農業委員会や農業者等の取り組みや地域の課題を周知すること。
- (2) 農業委員会活動の報告義務を踏まえ、農業委員会の活動目標・成果等を公表する「農業委員会活動整理カード」の精度向上に努めるとともに、農業委員会の活動事例を「見える化」し、農業委員会活動に対する地域住民等の理解促進に取り組むこと。

【第4号議案】

「情報提供活動」の一層の強化に関する申し合わせ決議(案)

農業委員会の情報提供活動については、今回の改正農業委員会法においても、第6条第3項第2号に「農業一般に関する調査及び情報の提供」が明記された。

今回の改正の主眼である「農地利用の最適化」は各地の取り組みの横展開なしには成果を期しがたい。

このため、全国の農業委員・農地利用最適化推進委員が一丸となり「情報提供活動なくして農地利用の最適化なし」の気概をもって全国農業新聞、全国農業図書の普及・活用、農業委員会だより等の情報提供活動の一層の強化を図る必要がある。

よって、以下の3つの取り組みについてここに決議する。

1. 全ての農業委員会で「全国農業新聞で農地利用の最適化達成を目指す3カ年運動」に取り組もう

全国の農業委員と農地利用最適化推進委員は、「全国農業新聞」の普及・活用による農地利用最適化を実践する3カ年の集中的運動に取り組むこととする。

運動の具体的な目標として、「『全国農業新聞』を農業委員・農地利用最適化推進委員1人・2部以上毎年新規申込を確保し、農業委員数・農地利用最適化推進委員数対比5倍以上の部数達成」を期すこと。

2. 農地利用の最適化のため「全国農業図書」を必読・常備すると共に 研修会等資料への活用並びに農業者への啓発に取り組もう

全国の農業委員と農地利用最適化推進委員は、全国農業図書の必携図書並びに農業委員会事務局の常備図書を必読し農業委員会業務の知識習得に努めること。

農業委員会が主催する研修会等において全国農業図書のテキスト等を活用して農業委員会関係者のみならず地域農業者へ制度・施策の浸

透を図ること。

また、市町村部局等と連携し、担い手等地域の農業者に対する簿記・税務・法人化等の研修会に際しては全国農業図書のパンフレット、リーフレットの活用を図ること。

3. 農業委員会だよりの発行、市町村広報誌やインターネットの活用等を通じた農業委員会活動の「見える化」を徹底しよう

今回の農業委員会法改正において新たに第37条「情報の公表」が設けられ、農業委員会活動の「見える化」の徹底が義務付けられた。

そのため、従来以上に「農業委員会だより」の発行や市町村広報誌での「農業委員会コーナー」等の確保及びインターネットの活用を通じて地域の農業者・住民に対して農業委員会活動に関する情報発信を徹底すること。

これらの取り組みの気運醸成を図るため農業委員会は、全国農業会議所が実施する「農業委員会だより全国コンクール」に積極的に応募すること。

【第5号議案】

平成28年度全国農業委員会会長大会実行運動計画（案）

1. 大会当日の実行運動

- (1) 大会終了後、各都道府県ごとにそれぞれ選出国會議員に対して、大会で決議した提案事項等について要請を行う。
- (2) 政府および政党幹部に対しては、都道府県農業会議会長等代表による代表要請を行う。

2. 大会実行委員会の設置

大会における提案・要請決議の実現、とりわけ新たな農地政策の確立や組織体制の強化等に向けて、大会実行委員会を設置する。

(1) 実行委員会の構成

各都道府県の農業会議会長、農業委員会会長の代表者をもって構成する。

(2) 第1回実行委員会の開催

大会の翌日、5月27日（金）午前10時より、東京都千代田区二番町9-8の「中央労働基準協会ビル」4階会議室において第1回実行委員会を開催する。

実行委員会には、上記委員ならびに都道府県農業会議事務局長等が参加する。

(3) 実行委員会の運動日程

実行委員会は、政府の平成29年度予算編成が終了するまでの間、別途定める日程により継続開催する。

農業委員会系統組織による「熊本地震義援金」の募集について

平成28年4月19日

(一社)全国農業会議所

全 国 農 業 新 聞

1. 趣 旨

4月14日から断続的に発生した熊本県を震源とする最大震度7の地震により、多数の死傷者が出るとともに家屋や公共施設等の倒壊をはじめ農地・農業用施設などにも多大な被害が発生し、多くの方々が避難生活を余儀なくされています。また、依然として余震が続いており、被災農業者は心身共に極度の疲労状態にあります。

このような状況に対し、農業委員会系統組織として被災した農業者等の今後の経営と生活の回復を図り、一日も早い復興を支援するため、下記の通り義援金の募集活動を実施することとします。

2. 実施期間

当面、平成28年4月19日(火)から6月30日(木)まで(約2か月間)

3. 対 象 者

農業委員・農地利用最適化推進委員並びに農業委員会事務局職員、都道府県農業会議・全国農業会議所が事務局を所掌する各種農業経営者組織等の関係者、都道府県農業会議・全国農業会議所の役職員

4. 実施方法

(1)1口1,000円、1人1口以上を目標に義援金の募集活動を行うこととします。

(2)集めた義援金は、市町村農業委員会、都道府県農業会議ごとに6月30日(木)までに以下の指定口座に送金することとします。

《送金先口座名》

農林中央金庫 本店 [店番号: 9 5 8]

普通預金 [口座番号: 7 4 7 5 5 4 0]

口座名 一社) 全国農業会議所地震義援金

[シヤ) センコクノギョウカイ ショジ シンギ インキン]

* 口座名のフリガナを間違わないようにお書きください。なお、恐れ入りますが、
お振り込みの際は送金手数料を差し引いた金額をご送金下さい。

(3) すでに都道府県段階等で募金活動を実施している場合には、当該都道府県等の判断に委ねます。

(4) 義援金募集の留意事項は別添のとおりです。

5. 結果報告

- (1) 農業委員会は、集めた義援金を指定口座に送金と同時に納入通知書(別紙)により振込金額等を農業会議に報告するものとします。
- (2) 都道府県農業会議は、県内の農業委員会の義援金募集結果を全国農業会議所に報告するものとします(報告期日: 平成28年7月8日(金))。
- (3) 全国農業会議所は、義援金額等の活動結果について全国農業新聞等を通じて報告するものとします。

6. 事務局

募金活動等の事務局は、全国農業会議所農政・担い手対策部が担当します。

《事務局連絡先》

電 話 : 0 3 - 6 9 1 0 - 1 1 2 2

F A X : 0 3 - 3 2 6 1 - 5 1 3 1

e-mail : n o u s e i @ n c a . o r . j p



28長農会議第27号
平成28年4月21日

農業委員会長 様

(一社) 長野県農業会議
会長 望月 雄内
〈公印省略〉

「熊本地震義援金」の募集について

平素、当会議の活動につきましては格別の御理解と御支援を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、去る4月14日から続く「平成28年熊本地震」について、被災されました農業者等の今後の経営と生活の回復を図り、一日も早い復興を支援するため、(一社)全国農業会議所等では、別添のとおり「熊本地震義援金」の募集活動を実施することとしました。

つきましては、標記募集活動の実施につきまして、格別の御高配を賜りますようお願い申し上げます。

なお、義援金の送金と同時に、納入通知書(別紙様式)を農業会議に報告願います。

担当 農政・農地部
(部長) 佐藤源彦 (担当) 神林公雄
TEL 026-234-6871
FAX 026-235-2454
Eメール 24kaigi@nca.or.jp

(別紙様式)

(一社) 長野県農業会議 農政・農地部 神林 行き

平成 28 年 月 日

「熊本地震義援金」納入通知書

農業委員会
記入者：

1 振込年月日	_____月_____日
2 振込金額	<u>金</u> _____ 円
(フリガナ) 3 振込名義	(_____) _____

※振込金額の欄には、**送金額**を御記入ください。

太陽光発電の適正な推進に関する連絡会議について

環境エネルギー課

1 目 的

固定価格買取制度開始後、急速に太陽光発電を中心に自然エネルギーの導入が進んでおり、長野県が自然エネルギーの普及状況等を計る指標としている「発電設備容量でみるエネルギー自給率」は、平成 25 年度において 70% となり、平成 29 年度の目標値を 4 年前倒しで達成している。

特に太陽光発電については、導入全体の 9 割以上を占め、県内の自然エネルギーの推進を牽引している一方、地域住民の景観や防災、環境影響への懸念、さらには開発事業者による地域との調整不足等もあり県下各地でトラブルが発生しており、いくつかの市町村においては独自に条例や規則、ガイドラインを設け、地域に応じた取組をしているが、依然として対応に苦慮している市町村も多い。

このため、市町村及び県関係部局を構成員とした「太陽光発電の適正な推進に関する連絡会議」を設置し、大規模太陽光発電施設建設の対応策の検討、及び市町村が抱える課題について検討、助言等を行い、適正な自然エネルギーの推進に資する。

2 構 成

○市町村

21 市町村（別表：太陽光発電事業に係る具体の課題を有し、参加を希望した市町村）

○長野県

太陽光発電事業の開発に関連する事務を所管している課

部 局	課	備考（所管事務）
企画振興部	地域振興課	土地対策
環 境 部	環境政策課	環境影響評価
	環境エネルギー課	自然エネルギー推進
	自然保護課	自然保護
農 政 部	農業政策課	農地転用
林 務 部	森林づくり推進課	林地開発
建 設 部	河川課	河川管理
	砂防課	砂防管理
	都市・まちづくり課	景観

3 会議事項

- (1) 太陽光発電施設設置に係る課題に係る意見交換
- (2) 県の支援策の検討（条例モデル案の提示、対応マニュアルの作成等）
- (3) 自然エネルギー研修会の実施

4 開催状況

開催	月日	議 題 等
第1回	5/18	・太陽光発電の現状について ・大規模太陽光発電施設建設に係る県の対応について ・太陽光発電設備設置に係る市町村の課題等について
第2回	8/4	・講演「太陽光発電の推進に関わる制度的対応と課題」 (講師：環境エネルギー政策研究所 山下紀明氏) ・再生可能エネルギーの系統連系について (中部電力) ・太陽光発電設置における県の対応等について
第3回	11/11	・市町村対応マニュアルについて ・市町村条例モデル案について
第4回	12/24	・市町村対応マニュアルについて ・市町村条例モデル案について
第5回	2/2	・市町村対応マニュアル等説明会 (対象：全市町村、県関係機関) ・講演 「地域密着型再生可能エネルギー事業と市町村の役割」 (講師：名古屋大学大学院環境学研究科 丸山康司氏) 「メガソーラー開発に伴うトラブル事例と制度的対応策について」 (講師：NPO 法人 環境エネルギー政策研究所 山下紀明氏)

【別表】

長野市、上田市、岡谷市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、大町市、茅野市、塩尻市、
佐久市、東御市、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、富士見町、飯島町、南箕輪村、
高森町、木曽町、池田町、野沢温泉村



[ホーム](#) > [県政情報・統計](#) > [組織・行財政](#) > [審議会](#) > [審議会等一覧](#) > [長野県行政機構審議会](#) > [長野県行政機構審議会\(平成27年6月諮問\)](#) > 「県の現地機関の見直しの方向性(案)」へのご意見を募集します

更新日:2016年4月28日

「県の現地機関の見直しの方向性(案)」へのご意見を募集します

人口減少の抑制と人口減少を踏まえた地域社会の維持・活性化が求められる中、県の現地機関には、地域が抱える様々な課題への主体的かつ総合的な取組や、県土が広く、市町村数や小規模町村が多いという本県の特徴を踏まえた効果的な市町村支援、住民の利便性への配慮などがこれまで以上に求められています。

その一方、限られた財源の中で、時代の変化に対応し、必要な機能を発揮するため、現地機関の組織の効率化を図っていくことも重要な課題となっています。

こうした中、県では、平成27年6月に「現地機関の組織体制を中心とした県の行政機構のあり方」について、長野県行政機構審議会へ諮問し、検討を進めています。

この度、現地機関の見直しの方向性(案)がまとまりましたので、本案に関して広く県民の皆様から御意見を募集します。

なお、県の現地機関の見直しについては、長野県行政機構審議会からの答申(平成28年9月の予定)を踏まえ、平成28年度中に必要な条例改正を行い、平成29年4月から順次実施する予定です。

【ご意見をいただく内容】

[「県の現地機関の見直しの方向性\(案\)」\(PDF:584KB\)](#)

【関連資料】

長野県行政機構審議会 諮問及び会議資料 (下記のURLからご覧ください。)

<http://www.pref.nagano.lg.jp/gvokaku/shingikai/h27shingikai.html>

1 募集事項

「県の現地機関の見直しの方向性(案)」へのご意見

2 募集期間

平成28年4月28日(木曜日)から平成28年5月30日(月曜日)まで(必着)

3 閲覧方法

上記【ご意見をいただく内容】及び【関連資料】をご覧ください。

また、次の場所で直接資料をご覧いただけます。

- 行政情報センター(県庁西庁舎1階)
- 各地方事務所の行政情報コーナー
- 県庁総務部行政改革課(県庁3階)

4 ご意見の提出方法

任意の様式に、ご意見を記入の上、次のいずれかの方法により「長野県総務部行政改革課」あてにご提出ください。

郵送の場合	〒380-8570(県庁専用のため住所記載不要) 長野県総務部行政改革課あて
ファクシミリの場合	026-235-7030
電子メールの場合	gyokaku@pref.nagano.lg.jp

5 その他

1. お寄せいただいたご意見については、後日、ご意見に対する県の考え方と併せて公表する予定です。個別の回答は行いませんので、ご了承ください。
2. 差し支えない範囲で、お名前、ご連絡先等をご記入ください。いただいた個人情報は、他の目的には一切使用いたしません。

お問い合わせ

総務部行政改革課

電話番号:026-235-7029

ファックス:026-235-7030

長野県庁 〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2 電話:026-232-0111(代表)

Copyright © Nagano Prefecture. All Rights Reserved.

現地機関の見直しの方向性について（案）

～「信州創生」に一丸となって取り組み、県民の期待に応えることができる新たな現地機関を目指して～

行政改革課

1 状況の変化

① 地方創生の取り組み

人口減少への歯止めと人口減少を踏まえた地域社会の維持・活性化のため、「長野県人口定着・確かな暮らし実現総合戦略」（信州創生戦略）を策定。

→ 施策の展開にあたっては、これまでの組織の縦割りの壁を超えて、横断的な連携や組織の総合力がこれまで以上に求められている。

② 市町村を取り巻く状況

人口減少社会においても、市町村は、地域の人々の暮らしを支える行政サービスを持続的かつ効果的に提供することが求められる。

→ 各市町村業務の効率化に加え、自治体間の連携をより一層推進することが必要。

また、市町村間の連携だけでは対応できない課題についても検討が必要。

2 現地機関の課題等

外部の評価 ～「市町村アンケート」から～

- ① 現地機関における横断的・総合的な取組がやや足りない。
- ② 地域課題を解決するためには、現地機関に権限や予算が必要。
- ③ 現地機関に広域圏での連携調整の役割や小規模町村への支援を期待。

内部の評価 ～「職員討議」から～

- ① 現地機関で横断的な連携を進めるためには、人員、予算、権限が必要。
- ② 職員間での情報共有や、連携に対する意識改革が必要。
- ③ 地方事務所、保健福祉事務所、建設事務所に分かれていることで、それぞれの専門性が発揮でき、危機管理対応等での迅速性あり。
- ④ 専門性や効率性などの観点から、現地機関で行っている業務の集約や広域化を検討すべき。

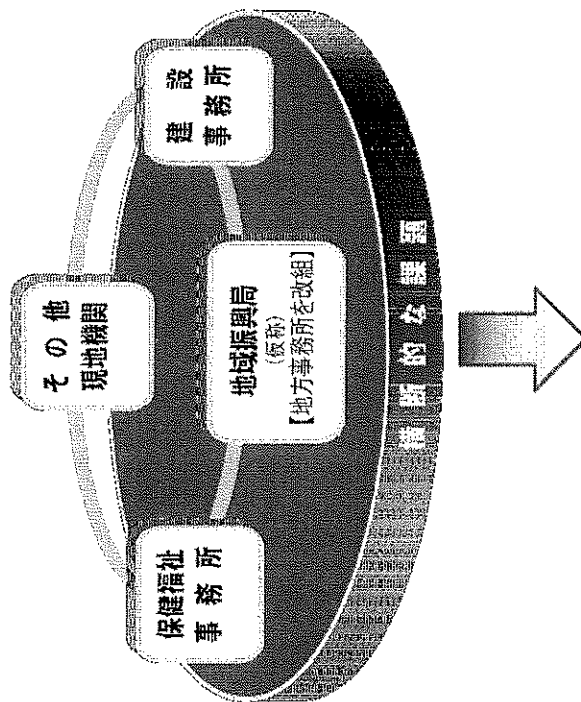
3 見直しの方向性

(1) 基本方針

- ① 地域特有の課題や信州創生で全県的に取り組むべき課題などの「横断的な課題」に対し、現地機関が一丸となって主体的かつ総合的に取り組むことができる組織体制の構築と機能強化
- ② 事務の集約・広域化や権限移譲等による専門性と効率性の向上
- ③ 上記①、②の現地機関の見直しを踏まえ、県と市町村との役割分担のあり方を市町村とともに再検証

(2) ポイント

「横断的な課題」への対応



地域振興局 (仮称) について

- ① 地域振興に取り組む組織体制
 - ◆ 地域振興に力点を置いて取り組み、専門性の高い税務業務を集中・独立させることとし、地方事務所を「地域振興局 (仮称)」に改組。
 - ◆ 局は知事・副知事に直結する機関として主体的に業務を行い、併せて本庁の体制も整備。
- ② 「横断的な課題」に対する主体性・総合性の発揮
 - ◆ 局は地方事務所の業務に加え、現地機関が連携して取り組む「横断的な課題」を統括し、解決に向けてリーダーシップを発揮。
 - ※ 「横断的な課題」以外の業務については、これまでどおり保健福祉事務所、建設事務所などの各現地機関の長の権限で処理。
 - ◆ 局が中心となり現地機関と連携して取り組む「横断的な課題」に対応するため、必要な予算、人員、権限等を確保する仕組みづくり。
 - ◆ 局長をサポーターとし、「横断的な課題」への取組を体制・人員面から強化するため、局内に企画振興課 (仮称) を設置。
- ③ 地域特性を反映した組織体制
 - ◆ 局内の課・係の配置は全局一律とせず、地域特性を考慮。
 - ◆ 地域の重要課題に対応する特命担当を必要に応じて配置。

地域振興局が中心となって取り組む「横断的な課題」【例】

- ◆ 地域特有の課題：【佐久】専門人材確保に係る人材バンク【諏訪】諏訪湖を中心とした地域振興【下伊那・上伊那】リニア中央新幹線を活用した地域振興、【木曽】御嶽山噴火以降落ち込む地域観光の推進、【北信】北陸新幹線飯山駅を基点とした地域振興 など
- ◆ 全県的な課題：観光振興、6次産業化、移住・定住の促進、信州ACEプロジェクト、地域戦略推進型公共事業 など

業務の集約・整理、県と市町村の役割分担

- ① 職員の専門性を高め、限られた人員で効率的に業務を行うため、業務の簡素化やルールの見直しなどの「しごと改革」、地方事務所にある建築課の建設事務所への移管などの業務の集約・整理を行うとともに、現地機関と本庁との事務分担を見直し、現地機関への権限移譲を推進。
- ② 県と市町村との役割分担について、現状と課題を市町村とともに検証し、今後の取組を推進。その際、県による補完については、小規模町村を中心にその意向も踏まえた上で、実施について検討。